

讃岐歩こう会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、讃岐歩こう会（以下「本会」）と称する。

第2条 (目的)

本会は、社団法人日本ウォーキング協会(以下「JWA」という。)加盟の香川県ウォーキング協会(以下「県協会」という。)の加盟団体として、県内各地におけるウォーキングを普及推進するとともに、自然に親しみ、健康と心身の涵養を図り、明るい社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (所在地)

本会の事務局は、会長の住居又は最寄りの場所に置く。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)ウォーキングの実践及び育成に関する事業
- (2)ウォーキング実践団体間の交流と親睦を図る事業
- (3)その他ウォーキングの普及推進に必要な事業

第5条 (会員)

本会は、次の各号で定める会員をもって構成する。

- (1)正会員 ウォーキングの実践と普及に関心を有する個人
- (2)家族会員 正会員の家族
- (3)準会員 転勤、病気などで事業に参加出来ない正会員
- (4)グループ会員 正会員をグループ長とする、原則3名以上で構成するグループの会員

2 会員は、自ら運営計画、実践に参画するとともに会員相互の親睦を密にするよう努めるものとする。

3 会員は、本会事業に参加中の事故防止に努めるものとする。また、これらに於ける交通事故、健康上から発生する事故等については、会員自ら責任を負うものとする。

第6条 (入会手続き)

本会に入会しようとする者は、入会申込書に入会金及び会費を添えて、本会事務局に提出するものとする。

第7条 (会員の特典)

会員には、会員証等が発行され、JWAが発行するウォーキング手帳、パスポート等が与えられるとともに、JWAの年間完歩表彰、歩行距離・回数認定等の特典が与えられる。

2 正会員及び準会員は、JWAが発行する雑誌「ウォーキングライフ」が隔月に郵送されるとともに、本会から必要な情報が得られる。

3 会員は、全国の各種事業に参加する機会が与えられるとともに、JWAからリーダー派遣による研修会・講習会等の参加及びJWAからの全国表彰の機会が与えられる。

4 会員は、本会が保険会社と本会事業に参加中の事故について契約した傷害保険に加入する。

第 2 章 役 員

第8条（役員）

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 支部長 4名以内（常務理事 兼任）
- (4) 副支部長 6名以内（理事 兼任）
- (5) 事務局長 1名 （常務理事 兼任）
- (6) 副事務局長 2名以内（理事 兼任）
- (7) 常務理事 10名以内（会長、副会長、支部長を含む）
- (8) 理 事 25名以内
- (9) 相談役 1名 （理事 兼任）
- (10) 監 事 2名 （副支部長兼任可）

第9条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会を総理すると共に、JWA、県協会等の交渉窓口となる。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- (3) 支部長 各支部に於ける担当事業を企画し、遂行する。
- (4) 副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、これを代行する。
- (5) 事務局長 会長の意を受けて、本会に必要な事務を処理する。
- (6) 副事務局長 事務局長を補佐し、本会に必要な事務を処理する。
- (7) 常務理事 常務理事会を構成し、理事会で委任された事項及び本会の運営に必要な重要事項を審議し、決定する。
- (8) 理 事 理事会を構成し、総会で委任された事項及び本会の運営に必要な事項を審議すると共に、担当事業を遂行する。また、各種団体との折衝等を行う。
- (9) 相談役 運営上の諸問題について適切に助言し、報告する。
- (10) 監 事 毎年度の会計を監査し、総会に報告する。

第10条（役員の選任）

理事は、会員の中から理事会において推挙し、総会の承認を得るものとする。

- 2 会長、副会長、支部長、副支部長、事務局長、副事務局長、相談役、監事は、理事の互選によって決定する。

第11条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第12条（役員の報酬）

役員の報酬は支給しない。

第13条（名誉役員等）

理事会の決議を経て、本会に顧問等を置くことができる。

第 3 章 会 議

第14条（会 議）

会議は総会及び理事会等とする。

第15条（総 会）

総会は、年1回開催し、事業報告・決算報告・事業計画・予算計画及び役員承認、その他本会の
大綱等を審議、決定する。なお、特別の事由があるときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、正会員・家族会員・準会員及びグループ会員で構成し、会長がこれを招集する。

3 総会は、総会日の30日以前に「全会員」に通知を行い、総会当日の出席者によって成立する。

4 総会に於ける議決は、総会出席者（委任状にて議決を委任した者を含む）の過半数を得て決定する。

第16条（理事会）

理事会は、本会の運営に必要な事項を審議、決定等を行う。

2 理事会は、適会長が適宜、これを招集する。

第 4 章 会 計

第17条（会 計）

本会の運営に必要な経費は、入会金、会費、参加料、その他事業に伴う収入によって支弁する。

第18条（会 費）

年会費の額は、正会員 4,000円（雑誌代を含む。）、家族会員 2,000円、準会員 3,000円
（雑誌代を含む。）、グループ会員（グループ長以外）2,000円と定める。

また、入会金は、1,000円とする。

2 会員が途中退会する場合、入会金、年会費等の返戻は行わない。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条（監 査）

会長は、監事による会計の監査を受けなければならない。

第 5 章 雑 則

第21条（施行細則）

この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

第22条（会則の改正）

この会則の改正は、理事会の議を経て総会の出席者の過半数をもって改正することができる。

付 則

1 この会則の変更は平成26年6月16日から施行する。

2 会則変更後の役員等は、別紙のとおりとする。